

5 犯罪被害者支援に役立つQ & A

(1) 総合的な問題

Q 1 被害に遭ったのですが、多くの課題、問題がありすぎて、どこに何から相談してよいかわかりません。まず、どこに相談すればよいのでしょうか？

A 1 各種総合相談窓口があり、犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が課題や問題の整理から相談に応じてくれます。何から聞いてよいかわからないということなので、まず、県や市町の総合窓口にご相談ください。

(紹介先)

県犯罪被害者総合窓口 (P.87)、犯罪被害者サポートテレホン (P.87)

警察総合相談電話「県民の声 110 番」(P.87)、市町犯罪被害者等施策担当課 (P.91)

Q 2 性犯罪被害(強姦・強制わいせつ等)を受けてしまいました。どうすればよいのでしょうか？

A 2 できるだけ早い時期(被害に遭ったらすぐに)に産婦人科医の診察が必要で、性感染症・望まない妊娠から被害者を守ることが可能となります。安全の確保や再被害を防止するために警察へ届ける方法もありますが、警察への届出をするかしないかは被害者が選択できることを伝えて下さい。なお、警察への届出により初診料をはじめ緊急避妊措置料などは公費負担が適用されます。

(紹介先) ★産婦人科医療、心のケア、付添支援、(被害届) など

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO) (P.89)

★被害届を出す場合

原則として事件発生場所を管轄する警察署 (P.93)

★被害の状況によっては、発生場所がはっきり分からなかったり、他県など遠方で被害を受けた場合など。

被害者の住所地を管轄する警察署 (P.93)

警察本部警察県民センター (P.93)

★警察への届出を拒み続けている場合

本人の意思を否定せず、警察に届けるかどうかは本人の意思で決められることを説明します。

★心の悩みを持つ人やその家族からの相談(面談可)

精神保健福祉センター (P.87)

おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

★カウンセリング、情報提供、他機関への紹介等の相談

おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

※ なお、被害を再び受ける危険性が高い場合などは、身の安全をどのようにして守るか話し合います。本人の様子を観察し、タイミングを見計らった上で、再度警察へ届け出ることを勧めるのも一つの方法です。

(2) 心身の不調の問題

Q 3 被害に遭ってから、精神的につらく、体調も悪いのですが、どこへ相談すればよいのでしょうか？

A 3 犯罪被害に遭った場合には、個人差はありますが、被害のショックで精神的に不安定になることは当然のことです。その回復の過程は人それぞれ異なり、医師の専門的な治療が必要な場合や薬物療法やカウンセリングで回復に向かうこともあります。警察へ届出がある事件では、公費でカウンセリングを受けることができます。専門的な相談については精神保健福祉センターにご相談ください。

※ 相談者へは、回復の過程やその回復方法には個人差があることを説明した上で、専門機関を紹介して下さい。

(紹介先) 精神保健福祉センター (P.87)、おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)
警察本部警察県民センター (P.93)

Q 4 被害者等が集まって意見交換できるグループに参加して、気持ちを共有したいのですが、どこに尋ねたら教えてもらえますか？

A 4 被害者同士しかわからない同じ悩みを持つ方々が、心情の共有や様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことは大切です。

県内には犯罪被害者が集まるグループはありませんが、他府県にはいくつかの「被害者の会」などがありますので次の機関にお問い合わせください。

(紹介先) おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

交通事故の場合：TAV 交通死被害者の会 (P.102)

Q 5 被害のことが頭から離れずパニック発作が起こります。病院に行った方がいいのかと思いますが、病人になるようで不安です。

A 5 パニック発作のような症状であれば、早期受診が必要と思われるので、相談者に通院歴や服薬歴等を聴き、十分納得した上で受診して貰うよう案内してください。

(紹介先) 精神保健福祉センター (P.87)、保健所 (P.96)、市町保健センター

💡 ポイント

パニック発作とは

パニック発作は、他とはっきり区別される強烈な恐怖感や不快感であり、13症状のうち4つまたはそれ以上が突然に発現し、10分以内にその頂点に達することで診断される。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 動悸、心悸亢進、心拍数の増加 | ② めまい感、ふらつく、頭が軽い、気が遠い |
| ③ 発汗 | ④ 現実感消失、離人症状 |
| ⑤ 身震い、ふるえ | ⑥ コントロールを失う、気が狂うことの恐怖 |
| ⑦ 息切れ感、息苦しさ | ⑧ 死に対する恐怖 |
| ⑨ 窒息感 | ⑩ 異常感覚 |
| ⑪ 胸痛、胸部不快感 | ⑫ 冷感、熱感 |
| ⑬ 嘔気、腹部不快感 | |

(3) 労働の問題

Q 6 職場で不合理な対応にあいました。納得できず、どこかに相談したいのですが、どこに相談すればよいのでしょうか？

A 6 労働問題に関する相談は、次の機関において専門の相談員が解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じてくれます。

(紹介先) 総合労働相談コーナー (P.88)、県労働相談所 (P.88)

Q 7 働かなければならないのですが、就職先が見つかりません。どうしたら就職できるのでしょうか？

A 7 まず、貴方自身の置かれた状況を踏まえて就労や能力開発等の支援を行っていくために、次の専門機関に相談してみてください。

(紹介先) ハローワーク (P.100)

【その他の就職支援等】

- ★公共職業訓練：職業に必要な知識・技能を取得する職業訓練
ハローワーク (P.100)、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部滋賀職業能力開発促進センター (P.102)
- ★訓練手当：母子家庭の母が公共職業訓練を受ける場合一定の条件のもとに支給
ハローワーク (P.100)
- ★母子家庭等就業・自立支援事業：自立支援センター等における就業支援サービス
県子ども・青少年局 (P.92)、市町 (P.85・91)
- ★母子・父子自立支援プログラム策定等事業：福祉事務所等における就業支援
市町 (P.85・91)、福祉事務所 (P.95)
- ★若年者の就職支援：求人情報の提供、職業相談・職業紹介・カンパリング等による就職支援
ヤングジョブセンター滋賀 (P.88)
- ★45歳以上の中高年齢者の就労支援：キャリアカンパリング・求人情報提供・職業紹介・セミナー等
シニアジョブステーション滋賀 (P.88)
- ★介護・福祉分野での求人情報の提供・職業相談・職業紹介・職場体験
滋賀県介護・福祉人材センター (P.88)
- ★女性の就労に関するカンパリング、研修・訓練等の紹介、保育情報の収集・提供、ハローワークによる求人情報の提供、職業紹介
滋賀マザーズジョブステーション (P.88)

Q 8 母子家庭なのですが、これからのこともあるため、資格を取得したいのです。資格取得のために支給される給付金等はあるのですか？

A 8 次の支援制度があります。

★高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の父母が看護師等の経済的に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定の期間給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

(紹介先) 市町 (P.85・91)、福祉事務所 (P.95)

★自立支援教育訓練給付金

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(紹介先) 市町 (P. 85・91)、福祉事務所 (P.95)

(4) 住居の問題

Q 9 一時的に自宅に住めなくなってしまい、緊急に転居する必要があるのですが、公営住宅に入居できないでしょうか？

A 9 次の支援制度があります。

★公営住宅への一時入居

犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要があるなど一定の要件を満たす方は一時的に公営住宅を使用できます。

(紹介先)

県住宅課 (P.90)、市町 (P.85・91)

Q10 私の家が今月の初め放火に遭い、まだ犯人は捕まっていません。家族は4人ですが、経済的にもたちまち家を購入するだけの余裕はありませんし、住む家がありません。どうすればよいでしょうか？

A 10 収入基準など一定の要件を満たす方は、公営住宅に申し込むことができ、犯罪被害者の方は入居にあたって優遇措置があります。

(紹介先)

県住宅課 (P.90)、市町 (P. 85・91)

 **ポイント**

県営住宅にかかる支援対策

① 県営住宅優先入居(倍率優遇)

犯罪被害者等で、現に犯罪等により住宅に困窮していることが明らかな人の県営住宅の入居について、優先入居(倍率優遇)の取扱いをしています。

② 県営住宅目的外使用許可

犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、緊急に入居を確保する必要がある場合など一定の要件を満たす方に、県営住宅への一時入居を許可しています。

※ これらの対策(申込み)の詳しいことについては、次の紹介先へ問い合わせるよう案内してください。

(紹介先)

滋賀県営住宅管理センター (P.90)、県住宅課(公営住宅管理係) (P.90)

(5) 経済的な問題

Q11 犯罪被害に遭ったのですが、何か金銭的援助が受けられるのでしょうか？

A11 次の制度があります。

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族または重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(紹介先) 警察本部警察県民センター (P.93)、最寄りの警察署 (P. 93)

★労災保険給付

業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために必要な保険給付等を行います。

(紹介先) 労働基準監督署 (P.100)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(紹介先) 日本スポーツ振興センター (P.102)

★見舞金の支給

犯罪行為により傷害を受けた人または不慮の死を遂げた人の遺族に対し傷害(遺族)見舞金を支給します。

(紹介先) 市町 (P.85・91)

Q12 犯罪被害給付金の支給申請は、どこにするのですか？

A12 犯罪被害給付金の支給申請は、給付金を受けようとする者の住所地を管轄する公安委員会へ申請することになります。窓口は滋賀県警察本部または警察署となっています。

(紹介先) 警察本部警察県民センター (P.93)、最寄りの警察署 (P.93)

Q13 私の夫は海外旅行中、滞在先で強盗犯人にナイフで刺され、1 か月間入院治療を受けました。犯人は捕まっています。犯罪被害給付金の申請はできますか？

A13 外国旅行中に犯罪被害を受けた場合については、この制度の適用を受けることができません。犯罪被害給付制度でいう「犯罪行為」とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為とされています。したがって、外国領土内での犯罪行為は制度の適用対象とはなりません。

(紹介先) 警察本部警察県民センター (P. 93)、最寄りの警察署 (P. 93)

Q14 私の妻は、先月、ひき逃げされて亡くなってしまいました。犯罪被害給付金の申請はできますか？

A14 犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、交通事故等の過失犯罪には適用されません。危険運転致傷罪は故意犯ですので、本制度の支給対象事件ですが、同罪は交通事故と同様に自動車損害賠償保険法制度が適用されます。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P. 93)、最寄りの警察署 (P. 93)

Q15 外国人の場合でも、犯罪被害給付金の申請をすることができますか？

A15 外国人であっても被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた方については支給の対象となります。ただし、不法滞在の場合は、原則として、住所を有しているとはいえませんから、制度の適用を受けることはできません。また、日本国内に居住する外国人が犯罪被害で死亡し、その遺族が外国籍を有し、かつ、外国に住所を有している場合には、制度の適用を受けることはできないので注意が必要です。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P. 93)、最寄りの警察署 (P. 93)

Q16 私の夫は5年ほど前、酔っぱらって喧嘩をし、相手にナイフで刺されて亡くなりました。

犯罪被害給付制度があるそうですが、今からでも申請できますか？

A16 犯罪被害給付金申請は、犯罪被害による死亡を知った日から2年を経過したときは、することができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の不自由に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかつたときは、その理由の止んだ日から6か月以内に申請することができます。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P. 93)、最寄りの警察署 (P. 93)

Q17 私の姉が殺人被害に遭いました。遺族なら誰でも遺族給付金を受けることができますか？

A17 支給を受けられるのは、犯罪被害者のご遺族の中でも第一順位遺族となられる方です。

詳しくは次のとおりです。

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人も含まれる)が第一順位遺族となります。
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持されていた犯罪被害者の
②子、③父母(養父母が先順位)、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 上記に該当しない犯罪被害者と生計維持関係のない
⑦子、⑧父母(養父母が先順位)、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹の順です。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P. 93)、最寄りの警察署 (P. 93)

Q18 私の夫は、先月、仕事中に突然暴漢に襲われ殺害されました。労働災害の認定を受け補償を受けましたが、犯罪被害給付金は受けられますか？

A18 受けられます。ただし、労働者災害補償保険法その他の公的な給付制度により、その損害の補填を受けた場合には、その補償の限度額で犯罪被害給付金は調整されることとなります。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P. 93)、最寄りの警察署 (P. 93)

Q19 私は、先月、仕事から帰宅途中ひったくり被害に遭いましたが、その際、転倒して全治一週間の怪我を負われ治療を受けました。犯人は捕まっています。重傷病給付金の申請はできますか？

A19 重傷病給付金の支給要件は、犯罪行為によって加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷となります。(PTSD等の精神疾患である場合は入院を必要とせず、その症状の程度が加療1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度となります。)

なお、重傷病給付金の対象外の場合でも自動車やバイクによる被害であれば政府保障事業の対象となる時があります。詳しくは保険会社に相談してください。

また、工作中または通勤途中に犯罪被害に遭った場合は、労働災害(通勤災害)に該当する可能性がありますので、勤務先または勤務先の所在地を管轄する労働基準監督署へ相談してください。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P.93)、最寄りの警察署 (P.93)
労働基準監督署 (P.100)

Q20 犯罪被害者の診断書料等が、公費で負担してもらえるとのことですが、その内容について教えてください？

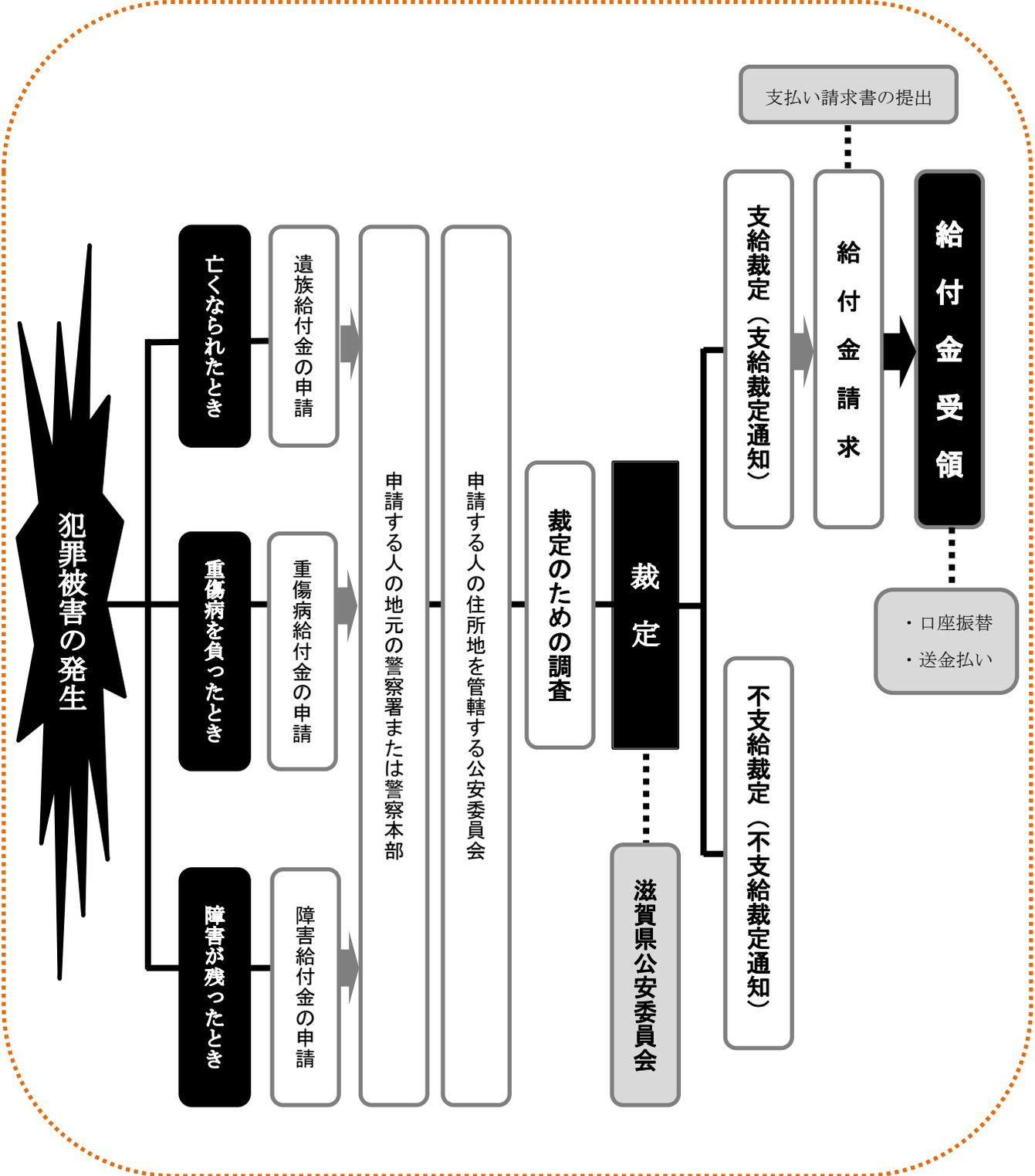
A20 司法解剖後の遺体搬送料、身体犯罪の被害者の方で捜査上必要な診断書および性犯罪の被害者の方で捜査上医師の診察が必要な場合の初診料、検査等費用、再診料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶費用の公費支出を行っております。詳細は警察に確認して下さい。

(紹介先)

警察本部警察県民センター (P.93)、事件を取り扱う警察署 (P.93)

💡ポイント

犯罪被害給付制度給付の流れ



ポイント

犯罪被害給付制度の概要

…申請は…
住所地を管轄する公安委員会、窓口は地元の警察署または警察本部です。

犯罪被害者給付制度

故意の犯罪行為により、不慮の死をとげた犯罪被害者のご遺族、身体に重大な負傷または疾病を受けた被害者の方および障害が残った被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとする制度です。

※被害者＝
犯罪被害者

被害者が死亡した場合 遺族給付金

一定の生計維持関係遺族がいる場合
2,964万5千円～872万1千円
それ以外の場合
1,210～320万円

被害者が重傷病を負った場合 重傷病給付金

負傷または疾病にかかった日から1年間における保険診療による医療費の自己負担額と休業損害を考慮した額を合算した額
(支給額：上限120万円)

被害者に障害が残った場合 障害給付金

(障害等級第1級～3級までに該当する障害が残った場合)
3,974万4千円～1,056万円
それ以外の場合
1,269万6千円～18万円

支給対象者

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む)
 - 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
②子 ③父母 ④孫
⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
 - 3 2に該当しない被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫
⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※○内数字は支給を受けられる遺族の順位
- ・給付金の額は被害者の年齢や勤労による収入の額により算定。
 - ・犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合、その負傷、または疾病にかかった日から1年間における保険診療による医療費の自己負担額と休業損害費を考慮した額の合算額が加算

支給対象者

- 犯罪行為により重傷病を負った被害者本人に支給
- ・「重傷病」とは、加療1か月以上かつ3日以上入院を要する負傷または疾病(精神疾患の場合は、加療期間が1ヶ月以上かつ3日以上労務に服することのできない程度)

支給対象者

- 犯罪行為により障害が残った被害者本人に支給
- ・給付金の額は被害者の年齢や勤労による収入の額、および障害の程度により算定
 - ・障害とは疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、法令に定められている障害等級第1級から14級までの程度の障害

■次の場合は給付金の全部または一部を支給されることがあります。

- 親族間で行われた犯罪(配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待など特別の事情がある場合を除く)
- 犯罪被害の原因が被害者にもあるような犯罪
- 労災保険等の公的給付や損害賠償を受けた場合
- 申請者が現に暴力団組織に属しているとき

■対象となる犯罪被害は次によります。

○日本国内または日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く)による死亡、重傷病または障害。

■支給を受けられる方

○日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方。外国人の方であっても犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた場合。

○やむを得ない理由により申請ができなかったときは、その理由の止んだ日から6か月以内に申請することができます。

Q21 医療費の負担を軽くしたいのですが、どのような制度がありますか？

A21 次の制度があります。

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(紹介先) かかっている医療機関の医事課・医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付(立替)制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。(紹介先) かかっている医療機関の医事課・医療ソーシャルワーカー

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(紹介先) 最寄りの税務署 (P.101)

★自立支援医療費制度

自立支援医療機関として指定を受けた医療機関で行われる身体の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療(育成医療: 18歳未満、更生医療: 18歳以上の身体障害者手帳所有者)や精神疾患に対する通院による継続的な医療(精神通院医療)については、医療費の自己負担割合が原則1割となります。

(紹介先) 更生医療: 市町 (P.85・91) 育成医療: 県健康医療課 (P.92)

精神通院医療: 精神保健福祉センター (P.87)

★乳幼児医療費助成

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(紹介先) 市町 (P. 85・91)

★ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額の一部を助成します。(紹介先) 市町 (P. 85・91)

Q22 生活資金に困っているのですが、どのような制度がありますか？

A22 次の制度があります。

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金(生活福祉資金)を低利または無利子で貸付けます。

生活再建までの間に必要な生活費用等を貸付ける総合支援資金や一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金などがあります。

(紹介先) 市町社会福祉協議会 (P.97)

★児童扶養手当

父母の離婚等によりひとり親となった家庭の親または親にかわってその児童を養育している方に対して支給します。

(紹介先) 市町 (P.85・91)

★母子・父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の父母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(紹介先) 市町 (P. 85・91)、福祉事務所 (P.95)

★寡婦(寡夫)控除

配偶者と死別または離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に一定額の税が控除されます。

(紹介先) 税務署 (P.101)

Q23 子育てにかかる費用負担を軽くしたいのですが、どのような制度がありますか？

A23 次の制度があります。

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(紹介先) 市町 (P.85・91)

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児(3~5歳児)を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(紹介先) 市町 (P. 85・91)

★幼稚園保育料減免

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(紹介先) 市町 (P. 85・91)

(6) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

Q24 子育てについて悩んでいるのですが、どこに相談すればいいのでしょうか？

A24 子育ての相談窓口は次のとおりです。

★子育てに関する相談

様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(紹介先)

市町 (P.91)、子ども家庭相談センター (P.89)、

子ども・子育て応援センター(こころんだいやる) (P.89)

Q25 子どもを預けたいのですが、どのような制度がありますか？

A25 次の制度があります。

★一時預かり事業

様々な事情により子どもを家庭で保育することが一時的に困難となった場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の疾病・育児疲れ・育児不安、その他の理由により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、児童養護施設等への入所について、子ども家庭相談センターに相談することもできます。

(紹介先)

市町(児童虐待防止主管課) (P. 85・91)、子ども家庭相談センター (P.89)

★ファミリー・サポート・センターのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)

★ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の方が修学や疾病、就労等の理由で一時的に家事援助や子育て援助を必要とする場合に一定の資格を有する「家庭生活支援員」を派遣します。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)、福祉事務所 (P.95)

(7) 報道に伴う問題

Q26 マスコミの取材要請が強引で苦慮しているのですが、どのように対応すればよいのでしょうか？

A26 マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応については、警察や弁護士等を通じて申入れすることができます。

(紹介先) 管轄の警察署 (P.93)、滋賀弁護士会 (P.87)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害について

(紹介先) 放送倫理・番組向上機構BPO (P.103)

雑誌の人権侵害について

(紹介先) 雑誌人権ボックス (P.103)

○制度に関する情報提供、弁護士の依頼に関することについて

(紹介先) 滋賀弁護士会 (P.87)、法テラス滋賀 (P.87)

(8) 捜査、裁判などに伴う問題

Q27 法的なアドバイスが欲しいのですが、どこに相談したらいいのでしょうか？

A27 次の窓口に相談してください。

★各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(紹介先) 法テラス滋賀 (相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談 (予約制) を行っています。) (P.87)
滋賀弁護士会 (P.87)、大津地方検察庁 (P.94)

○犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(紹介先) 法テラス滋賀 (P.87)

Q28 10年前に被害を受けたのですが、相手を訴えることはできますか？

A28 事案の状況により時効の期間が変わるため、時効等の判断については捜査機関の警察へ相談してください。

※相談の際には時効、告訴期限、親告罪等の一般的知識を説明してください。

(紹介先)

原則として事件発生場所を管轄する警察署・被害者の住所地を管轄する警察署 (P.93)

Q29 事件に関する情報や加害者がどうなったのかを知りたいのですが、どのような制度がありますか？

A29 次の制度があります。

★被害者連絡制度(捜査に関する情報)

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(紹介先) 管轄の警察署 (P. 93)

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(紹介先)

○処理結果

成年の刑事事件 大津地方検察庁 (P.94)

少年事件の審判結果 大津家庭裁判所 (P. 94)

○加害者の処遇状況等

成年の刑事事件 大津地方検察庁 (P. 94)

審判結果が「少年院送致」の少年事件 大津少年鑑別所 (P. 94)

審判結果が「保護観察」の少年事件 大津保護観察所 (P. 95)

★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(紹介先)

成年の刑事事件 大津地方裁判所・簡易裁判所 (P. 94)

大津地方検察庁 (P.94)

少年保護事件 大津家庭裁判所 (P. 94)

★確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(紹介先) 大津地方検察庁 (P. 94)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧できることがあります。

(紹介先) 大津地方検察庁 (P. 94)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(紹介先) 大津家庭裁判所 (P. 94)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(紹介先) 大津家庭裁判所 (P. 94)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(紹介先) 家庭裁判所 (P. 94)

○制度に関する情報提供、弁護士の依頼に関することについて

(紹介先) 法テラス滋賀 (P.87)、滋賀弁護士会 (P.87)

Q30 刑事手続等に参加したい、加害者の処分について意見を言いたい。どのような制度がありますか？

A30 次の制度があります。

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(紹介先)

成人の刑事事件 大津地方検察庁 (P.94)

少年事件 大津家庭裁判所 (P.94)

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

一定の刑事事件について公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実または法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(紹介先)

大津地方検察庁 (P.94)

○制度に関する情報提供、弁護士の依頼に関することについて

(紹介先)

法テラス滋賀 (P.87)、滋賀弁護士会 (P.87)

Q31 加害者に対して被害に関する気持ちを伝えたいのですが、どのような制度がありますか？

A31 次の制度があります。

★刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(紹介先) 大阪矯正管区 (P. 94)、滋賀刑務所 (P. 94)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べるすることができます。

(紹介先) 近畿地方更生保護委員会 (P. 95)、大津保護観察所 (P. 95)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(紹介先) 大津保護観察所 (P.95)

○制度に関する情報提供、弁護士の依頼に関することについて

(紹介先) 法テラス滋賀 (P.87)、滋賀弁護士会 (P.87)

★意見等聴取制度

Q32 私は大金を騙し取られました。加害者は今刑務所に入っていますが、早く刑務所を出てくるようなことがあるとも聞いていて心配です。私のこのような気持ちを聞いてもらえる制度はありませんか？

A32 刑務所等からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すかどうかは、地方更生保護委員会の審理で決められますが、その審理期間中であれば所定の手続を経て意見や心情を述べることができます。手続等については保護観察所において相談に応じてくれます。

(紹介先) 大津保護観察所 (P.95)

★心情等伝達制度

Q33 私は交通事故で大けがを負い、何とか仕事は続けていますがいまだに後遺症に悩まされています。加害者は執行猶予で保護観察になっていますが、もう二度とこのような事故を起こさないよう私がどのような生活を送っているかを加害者に伝えたいと思っています。どこへ言えばいいのですか？

A33 保護観察中の加害者に対して、被害に関する心情や加害者の生活や行動等に関する意見を伝えることができます。保護観察所で申出手続の相談に応じています。

(紹介先) 大津保護観察所 (P.95)

Q34 警察署・検察庁・裁判所に赴くことに不安を感じるのですが、付添いをしてもらえないのでしょうか？

A34 警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付添います。

(紹介先) おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

Q35 また被害に遭わないか不安を感じるのですが、どのような支援をしてもられますか？

A35 次のような支援があります。

★地域警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(紹介先) 管轄の警察署 (P.93)

★再被害防止・保護対策

再び同じ加害者からの生命または身体に関する犯罪被害を受けることを未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて警戒措置、自主警戒指導等の措置などを行います。

(紹介先) 管轄の警察署 (P.93)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度 (P.61、Q&A 29 参照) とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(紹介先) 大津地方検察庁 (P.94)

Q36 刑事手続に関して弁護士費用を援助する制度はありますか？

A36 次の制度があります。

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(紹介先) 滋賀弁護士会 (P.87)、法テラス滋賀 (P.87)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)を選定することを、(法テラスを経由し) 裁判所に対して請求することができます。

(紹介先) 法テラス滋賀 (P.87)、滋賀弁護士会 (P.87)

Q37 損害賠償請求等をしたいのですが、どこに相談したらよいのでしょうか？

また、その手続等にかかる支援制度はどのようなものがありますか？

A37 相談窓口および支援制度は次のとおりです。

★法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(紹介先) 滋賀弁護士会 (P.87)、法テラス滋賀 (P.87)、市町 (P.85・91)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替えを行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(紹介先) 法テラス滋賀 (P.87)、滋賀弁護士会 (P.87)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(紹介先) 大津地方裁判所 (P.94)、滋賀弁護士会 (P.87)

(情報提供) 法テラス滋賀 (P.87)

★被害回復給付金支給制度

組織的に行われた財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(紹介先) 大津地方検察庁 (P.94)

(9) その他の事例

① ドメスティックバイオレンス (DV) 関係

Q38 夫からの暴力に困っています。どうしたらいいですか？

A38 被害者はとても傷ついており、多くの場合、自分にも悪いところがあるのではないか、あるいは暴力に耐えれば家族を壊さないでいられると思っています。それでも相談に行くのはとても勇気のいることです。こうした被害者の心情について理解し、十分に話しを聴き、適切な相談窓口につなげてください。

(紹介先) 最寄りの警察署 (P.93)、警察本部生活安全企画課・警察県民センター (P.93)、子ども家庭相談センター (P.89)、県立男女共同参画センター (P.89)

- ※ その他、病院の教示や関係機関・団体との連絡調整をして早期に対応する。
- ※ 上記のほか、市町 (P.91)、福祉事務所 (P.95)、大津地方法務局 (P.90) 等の窓口での相談を勧めます。

ポイント

DV (配偶者からの暴力) の例

- **身体的暴力**
 - ・ 殴る、蹴る、手や物で打つ
 - ・ 髪をつかんでひきずる
 - ・ 物を投げる
 - ・ 首を絞める
- **精神的暴力**
 - ・ 何を言っても無視する
 - ・ 「お前はバカだ」等と言って無能だと思わせる
 - ・ 「殴るぞ」「出ていけ」「別れるなら自殺する」「殺す」と言って脅す
 - ・ 親族や友達と会わせず孤立させる
 - ・ 手紙やメールを見たり、電話を取り上げたりする
- **性的暴力**
 - ・ いやがっているのに性行為を強要する
 - ・ 避妊に協力しない
 - ・ 見たくないのに無理やりポルノビデオなどを見せる
- **経済的暴力**
 - ・ 生活費を渡さない
 - ・ 過度にお金を細かく管理する
 - ・ 酒、ギャンブルに生活費をつぎこむ
 - ・ 仕事につかせない

※ここでは配偶者からの暴力 (DV防止法に基づく) の例を挙げていますが、DVには配偶者からの暴力だけでなく、恋人間の暴力 (デートDV) もあります。

Q39 DV防止法の保護命令とはどのような命令ですか？

A39 DV防止法により、「更なる配偶者からの暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」時は、裁判所は被害者の申立てによって、保護するため加害者を被害者から引き離す「保護命令」を出すことができます。

Q40 保護命令の申立てはどこで受理してくれますか？

A40 申立ては、次のいずれかの場所に申立書をもって行います。

- ・ 相手の住所を管轄する地方裁判所 (P.94)
- ・ 自分の住所または居所(避難先の保護施設等) を管轄する地方裁判所 (P.94)
- ・ 暴力が行われた場所を管轄する地方裁判所 (P.94)

(参考事項)

- ・ 通常、申立ての日または直後に申立人に対する審尋が行われます。
- ・ 相手との関係が保護命令に係わる配偶者であるか否かは裁判官が判断します。
- ・ 被害事実を立証するために、事前に次の機関等に相談するように説明してください。

(紹介先)

裁判所 (P.94)、子ども家庭相談センター (P.89)、
県立男女共同参画センター (P.89)
最寄りの警察署 (P.93) 警察本部生活安全企画課・捜査第一課
警察県民センター (P.93)

Q41 申立ての手続で住所等を記載すると夫にばれないか心配です？

A41 申立てのときは現実の居住地ではなく、住民票上の住所でよく、被害者の安全等については配慮されますので安心してください。

Q42 審尋等の手続中に相手に見つかってしまうことはないですか？

A42 被害者の審尋は、原則として申立てを受理した日に行われ、郵送等で申立てた場合であっても、被害者本人の審尋を先に行うなど加害者と鉢合わせにならないように配慮されますが、詳しくは裁判所へ問い合わせてください。

(紹介先)

裁判所 (P.94)

Q43 弁護士を頼むようなお金はないのですが、私でも申立てできますか？

A43 弁護士を代理人としての申立ては当然できますが、この審尋は法律的な専門知識までは必要とされていないので、裁判所の指導を受ければ本人だけでも十分に対応できます。

(紹介先)

裁判所 (P.94)

② ストーカー関係（ストーカー行為とは（P34 参照））

Q44 いたずら電話が頻繁にあり、最近、「いつも君を見ている」と言われました。後をつけられている気もするので恐いのですが？

A44 次のような防犯指導を行うとともに、警察に相談するように勧めます。

- ・ 行為者が恋愛感情を持ってストーカー行為を行っている場合には、毅然とした態度で拒絶の意思をはっきりと伝える。（この場合、事前に警察へ相談）
- ・ 友人、家族等に自分がストーカー行為等の被害に遭っている旨を説明し、協力を求める。
- ・ 自分に関する個人情報(住所、電話番号、勤務先等)が、それ以上相手方に知られないように注意する。
- ・ 電話によるストーカー行為が行われている場合は、発信者表示機能付き電話の設置、「迷惑電話お断りサービス」等の通信事業者が提供しているサービス利用、電話番号の変更、留守番電話機能を活用する。
- ・ メールによるストーカー行為が行われている場合には、メールアドレスの変更やメール着信拒否設定等を活用する。
- ・ 防犯ブザーや携帯電話を常に持つておく。
- ・ 必要に応じて、自宅の鍵を二重にしたり、防犯カメラを設置したりする。
- ・ 夜中に一人で外出しない。
- ・ 通勤・通学には暗がりや見通しのきかない場所等の危険な箇所を避けるとともに、緊急時に逃げ込める場所(交番、コンビニ等)を確認しておく。
- ・ ストーカー行為等の行われた日時、状況についてすべて記録しておく。
- ・ 居所を常時誰かに連絡し、帰宅時間を確認してもらうか、場合によっては迎えに来てもらう。
- ・ 緊急時には110番通報の指導をする。

なお、被害がより深刻になる前に、早い段階での警察への相談(通報)を勧め、被害者の意向を確認して警察への連絡調整を行って下さい。

(紹介先)最寄りの警察署 (P.93) 警察本部生活安全企画課・警察県民センター (P.93)

Q45 ストーカー被害を警察に相談した場合にどのような対応をしてくれるのですか？

A45 被害者の申出に応じて、「つきまとい等」を繰り返してはならないことをストーカー行為を行っている者に対して警察本部長等が警告します。さらに、警告に従わない場合は、都道府県公安委員会が禁止命令を行うことができます。禁止命令に違反して「ストーカー」をすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

また、あなたが「ストーカー行為」の被害に遭っている場合には、あなたが告訴して、警察に検挙を求めることができます(告訴しなければ検挙できません)。ストーカー行為の罰則は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金となります。

その他、警察による援助措置がとられます。

(紹介先)

最寄りの警察署 (P.93)、警察本部生活安全企画課・警察県民センター (P.93)

③ 虐待関係

◆児童虐待(少年問題含む)

Q46 近所に毎晩激しく泣く幼児がいるのですが、児童虐待ではないでしょうか？

A46 「虐待かな」と思ったら、子どもの安全確認を行うことを最優先に考え、市町、子ども家庭相談センターなどに連絡するようにします。

(紹介先)

子ども家庭相談センター (P.89)、市町 (児童虐待防止主管課) (P.91)

💡ポイント

【児童虐待 4 つの種別】

- **身体的虐待** 殴る、蹴る、火傷を負わせる、溺れさせる等、身体に傷を負わせたり、苦痛を与えたりすることにより、場合によっては後遺症を残したり、死に至ることがある。
- **性的虐待** 性的行為の強要、わいせつな写真やビデオを撮るなどの性的ないたずらや性的な暴力を加える。
- **ネグレクト** 家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気なのに医師に診せない、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する等、養育の放棄または怠慢をいう。
- **心理的虐待** 「死んでしまえ」「生まなければよかった」等の言葉、無視、拒否的な態度をとる、兄弟姉妹間の差別的扱い、子どもと同居家庭におけるDVなど、子どもの心に不安やおびえなどを感じさせ、その結果心に傷を負わせる。

💡ポイント

【虐待者(保護者)の背景】

- 子育ての悩み
- 周囲からの孤立
- 家庭の不和
- 経済的な問題
- 親自身が虐待を受けて育った

Q47 子どもが学校でいじめを受けているようです？

A47 子どものいじめは、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて早く気づくことが大切であり、表面的・形式的な対応とならないよう、細心の注意を払った支援を行うことが不可欠です。事実の確認や子どもに対する支援が必要です。学校等に相談することが大切です。

(紹介先)

通学している学校、管轄の教育委員会、子ども家庭相談センター (P.89)、子ども・子育て応援センター (P.89)、大津地方法務局 (P.90)

◆高齢者虐待

Q48 自宅の前の家に 80 歳の認知症のお爺さんが息子さんと 2 人で住んでいますが、夜になるとお爺さんの泣き叫ぶ声がします。家の中で、息子さんがお爺さんを虐待しているのではないかと心配です？

A48 虐待を受けている高齢者のうち、介護保険認定者の 7 割以上が認知症を考慮した対応を必要としています。(平成 25 年度厚生労働省調査滋賀県版から)

高齢者虐待は、様々な要因が重なりあって発生するものですが、認知症の対処方法がわからないといった理由から、虐待に発展してしまう場合が多くあります。このような場合、虐待に気づいた人は速やかに市町の窓口に通報することが求められており、早期支援が大切です。虐待のおそれがある場合はすぐに下記窓口に連絡するよう案内してください。

(紹介先)

地域包括支援センター (P.98・99)、大津地方法務局 (P.90)

💡ポイント

【高齢者虐待の防止】

- 認知症について正しく理解する
- 養護者への理解と支援が必要
- 高齢者・養護者を孤立させない地域づくり (あいさつや声かけなどの見守り) にこころがける

💡ポイント

【高齢者虐待の種別】

- **身体的虐待**
高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴行を加えること。
- **介護・世話の放棄・放任**
高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、介護を著しく怠ること。
- **心理的虐待**
高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- **性的虐待**
高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。
- **経済的虐待**
養護者または親族が、高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
※なお、本人や養護者に虐待の自覚がない場合でも、権利侵害が行われている事実があればその行為は虐待とみなされます。

④ 暴力団関係

Q49 債権者から依頼を受けたという暴力団から、債権の取立てを受けて困っています？

A49 暴力団対策法により禁止されているもので、一定の適用要件(取立てに際して粗野もしくは乱暴な言動があることも含む)の事実があれば警察へ届けてください。

(紹介先)

最寄りの警察署 (P.93)、警察本部組織犯罪対策課(暴力団追放ホットライン)(P.90)
県暴力団追放推進センター (P.90)

⑤ 金融事犯関係

Q50 貸金業者の悪質な取立て行為を受けて困っています？

A50 暴行、脅迫等の悪質な取立て行為を受けたときは 110 番通報を、法律(貸金業規制法等)に違反するときは警察をはじめ、次の相談窓口へ相談してください。

(紹介先)

最寄りの警察署 (P.93)、県中小企業支援課(貸金業者に対する苦情および相談)(P.92)、県消費生活センター(多重債務に関する相談等) (P.90)
滋賀弁護士会 (P.87)、法テラス滋賀 (P.87)、滋賀県司法書士会 (P.102)

⑥ 特殊詐欺関係

💡 ポイント

特殊詐欺とは

これまでの振り込め詐欺4類型(オレオレ、架空・不当請求、融資保証金、還付金等)に新しい4つの手口(金融商品、ギャンブル情報提供、異性交際、その他)を含んだ詐欺の総称です。

1 オレオレ詐欺

電話を利用して親族、警察官、弁護士などを装い、交通事故示談金、会社の金の使い込みなどを名目に現金を口座に振り込ませるなどの詐欺をいいます。

2 架空・不当請求詐欺

郵便、インターネットなどを利用して、覚えがない架空の事実を口実とした請求をしたり、「登録料」などの名目で不当に高額な料金を請求したりして現金を口座に振り込ませるなどの詐欺をいいます。

3 融資保証金詐欺

実際には現金を融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書などを送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの詐欺をいいます。

4 還付金等詐欺

税務署員や厚生労働省、社会保険庁などの職員を名乗って、税金や医療費、国民健康保険料の還付金などに必要な手続を装って被害者を金融機関などに行かせてATM機を操作させ、現金を口座に振り込ませるなどの詐欺をいいます。

5 金融商品

電話やパンフレットなどで、架空や価値のない社債、未公開株や外国通貨等について、絶対に儲かることを強調のうえ購入をそそのかし、現金を振り込ませるなどの詐欺をいいます。

6 ギャンブル情報提供

パチンコ、競馬や宝くじで、必ず儲かる方法や当選番号を教えるなどとそのかし、情報提供にかかる登録金や保証金を名目に現金を口座に振り込ませるなどの詐欺をいいます。

7 異性交際

女性の紹介を求めてきた者に対して一度だけ女性と会わせたり、女性に関する虚偽の情報を提供したりした後、会員登録料金等の名目に現金を口座に振り込ませるなどの詐欺をいいます。

8 その他

上記7類型以外の特殊詐欺をいいます。

ポイント

【特殊詐欺の防止】

- 電話や文書があった場合
 - ・ 家族などの名前を言わない。
 - ・ 文書などに記載されている連絡先に電話をしない。
- 現金を口座に振り込ませようとした場合
 - ・ まず慌てず冷静に対応する。
 - ・ すぐに振り込まない、一人で振り込まない。
 - ・ 一人で考えず、必ず家族、警察、金融機関などに相談する。

★オレオレ詐欺

Q51 私の自宅に電話で「私は〇〇という弁護士ですが、お宅の息子さんが交通事故を起こされ今〇〇警察署に逮捕されました。相手の乗用車に乗っていた女性が妊娠していて破水されたので手術の費用が今すぐ必要です。とりあえずこれから言う口座に 100 万円を至急振り込んでください。私はその女性のご主人から頼まれた弁護士です。」という内容でしたので、私はびっくりして慌てて近くの銀行から指定された口座に 100 万円を振り込みました。その後息子に連絡を取ったところ嘘であることが判りました。どうしたらいいのでしょうか？

A51 被害に遭った場合、遭わなかった場合のいずれであっても、このような電話があった場合は直ぐに警察に届けるよう案内してください。また、被害に遭った場合は、関係金融機関に連絡して口座の利用停止(凍結)を求めるように案内してください。

(紹介先) 最寄りの警察署 (P.93)

【参考】

オレオレ詐欺の手口

- ・ 主婦や高齢者が在宅する昼間に電話をかける。
- ・ 犯人側が息子や家族の名前を出して、信用させる。
- ・ 犯人は警察官役、弁護士役、被害者の家族役、保険業者や裁判所の職員役等として次々登場し、難解な法律用語などを使って信用させ騙す。
- ・ 交通事故の修理代では後日保険金で払い戻しとなると安心させる。

被害の防止対策

- ・ オレオレ詐欺の犯人は個人情報を知っているということを認識しておく。
- ・ 警察や弁護士が電話一本で示談金や保釈金等を振り込ませることは絶対にない。
- ・ お金をすぐに振り込まず、電話を切った後、家族や知人、警察などに事実を確かめるか、相談をする。
- ・ 家族の間で急な事故などの際の連絡方法や合い言葉などをあらかじめ話し合っておくことが大切。
- ・ レターパックや宅配便を用いた現金送付の要求には応じない。
- ・ 電子マネーによる支払い要求は詐欺と疑う。

★ワンクリック詐欺

Q52 私がスマートフォンで、無料だと思ったアダルトサイトに入り「18歳以上」をタップしたところ、突然アダルトの会員登録完了画面になり、入会金として10万円を請求する画面が出てきました。慌てて「退会はこちら」と示された電話番号に連絡すると、「退会には20万円が必要。コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、その番号を教えるように」と言われました。指示通り、コンビニで購入したプリペイドカードの番号を業者に教えたが、その後も「データを消すためには30万円が必要」などとしつこく電話で請求が続いています。どうしたらよいのでしょうか？

A52 アダルトサイトには不用意にアクセスしないことが一番ですが、別のサイトや広告からアダルトサイトに誘導され、いきなり登録となるケースがあります。

「誤操作の方はこちら」などと電話をかけるよう誘導されることがありますが、連絡してはいけません。電話をかけさせることが目的で、高額な請求をされたり、個人情報知られたりする危険性があります。

また、コンビニ等で電子マネー（プリペイドカード等）を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるなど、現金振り込みやクレジットカード払いなど多様な支払い方が用意されています。

カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると、取り戻すのは困難になります。

困ったときは相手に支払いや連絡をする前に、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

（紹介先）県消費生活センター（P.90）、最寄りの警察署（P.93）

★架空請求

Q53 未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに突然、「有料サイトおよび無料期間を設けた月額サイトに登録後、支払い期日および無料期間終了後も退会せずに利用料金を滞納している。支払わない場合は代理人弁護士を通じて法的手続きをとる。」とメールが届きました。入会、利用した覚えがなく、どうしたらよいのかわかりません。業者の示すアドレスに連絡したほうがよいのでしょうか？

A53 「期日までに連絡するように」など書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。「回収員が自宅へ出向く」「勤務先を調査」「給料の差押え」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。

支払い義務があるかどうか判断できない場合や不安なときは、連絡を取る前に最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。また、問題が発生した場合は、最寄りの警察に相談してください。

身に覚えのない請求に対しては「支払わない」「相手に連絡しない」「無視する」ことが重要です。

(紹介先)

県消費生活センター (P.90)、最寄りの警察署 (P.93)、裁判所 (P.94)

★融資保証金詐欺

Q54 サラ金など数社に多額の借金があり、それをまとめたいと思っていたところ、東京の貸金業者からダイレクトメールが届きました。低金利で500万円まで借りられるということでしたので、電話をかけてみたところ、信用を見るために5万円を口座に振り込むように言われ、振り込みしましたが、入金してくれません。どうしたらいいですか？

A54 ダイレクトメールやファックスで高額な金額を低金利で貸付ける金融機関はありません。ヤミ金融業者の甘い言葉に乗らないように十分注意をし、電話をかけるように指導してください。中には貸金業登録を受けているように装って、実際は存在しないその登録番号を使用している場合や、有名な企業の名前を使って信用させている場合があります。まず、警察に届けると同時に関係金融機関に連絡して口座の利用停止(凍結)を求めてください。

(紹介先)

県中小企業支援課 (P.92)、最寄りの警察署 (P.93)、関係する金融機関

★還付金等詐欺

Q55 国税局職員を名乗る男から「医療控除金の払戻しがあります。最寄りの銀行のATM機での払戻しが可能であるのでATM機に着いた時点で携帯電話で連絡を取るように。」と指示されました。その後、ATM機前から携帯電話で指示された番号に電話をし、相手の指示どおりにATM機を操作して、指定の口座に振り替え手続を終了した後、不信に思い税務署に問い合わせたところ、そのような事実はなく、口座から現金約200万円が引き出されており騙されたことがわかりました。どうすればいいのでしょうか？

A55 官公庁などからであれば、ATM機の操作を求めることはありません。被害に遭った場合は、警察へ届けるとともに、金融機関にも連絡して口座の利用停止(凍結)を求めてください。

(紹介先)

最寄りの警察署 (P.93)、関係する金融機関

【参考】

もし、このような電話があれば次のように指導してください。

- ・ 還付金名目の電話があっても、すぐに返事をしない。
- ・ 相手の官公庁名(所属)、部署、担当者、連絡先を聞き電話を切る。
- ・ 身内や、場合によっては警察に相談する。
- ・ 相手が言った官公庁、部署等の連絡先を調べ、そのような還付金の話があるのか確認をする。
- ・ 電話で確認が取れなければ、還付金等詐欺とみなし、無視する。

★「振り込め詐欺救済法」

Q56 「振り込め詐欺救済法」とは、どのような法律ですか？

A56 正式には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といい、平成19年12月21日に公布され、平成20年6月21日に施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された預貯金口座を凍結し、残った資金(口座の残金)を被害者の方に分配することを定めています。

(紹介先)

銀行とりひき相談所(滋賀県銀行協会) (P.103)

○振り込め詐欺救済法に基づく公告について

預金保険機構 財務部 振込詐欺被害回復業務課 (P.102)

Q57 振り込め詐欺の被害に遭って救済を受けるためには、どうすればいいのですか？

A57 まず、振り込め詐欺に遭った場合は、警察や関係の金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止(口座凍結)を求めてください。救済(分配)を受けるポイントは次のとおりです。

- ・ 関係する金融機関への被害の申請をする。(支払申請期間内に申請が必要)
- (紹介先)
最寄りの警察署 (P.93)、関係する金融機関

Q58 被害回復分配金の支払申請をしたい(救済を受けたい)のですが、それまでに準備しておくことはありますか？

A58 被害回復分配金の申請をするには次のものを準備してください。

- ・ 振り込みをした日時
- ・ 振り込みをした場所(金融機関名、支店名)
- ・ 振込先口座の記号番号、振込先の口座名義人名
- ・ 振り込み金額
- ・ 振り込みを行った際の領収書(受領書)や明細書
- ・ 振り込みの原因となった振り込め詐欺の請求書や請求メールのコピー

※あわせて、関係金融機関に相談するように案内してください。

⑦ 人権侵害（インターネット利用）関係

Q59 インターネットの掲示板で私の具体的な個人情報と不当な書き込みがありました。精神的に苦痛で、誰かに相談をしたいのですが？

A59 個人の住所や名前、悪口等を書き込まれた場合は、その掲示板が存在するサイトの運営者または掲示板の管理者に削除を要請することができます(プロバイダ責任制限法)。もし、削除要請に応じない場合には、法務局で人権侵害に該当すると判断した場合は、管理者に対し削除要請を行います。とにかく一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

(紹介先)

大津地方法務局人権擁護課 (P.90)

(公財)滋賀県人権センター「人権相談室」 (P.90)

最寄りの警察署または警察総合相談電話「県民の声 110番」 (P.87)

警察本部生活環境課(サイバー犯罪対策室) (P.93)